奈良県告示第四百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年三月六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

区域の名称	区域	縦覧場所
黒滝村中戸（〇〇一ノ一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課
黒滝村中戸（〇〇一ノ二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課
黒滝村中戸（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課
黒滝村中戸（〇〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課
黒滝村中戸（〇〇四）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課
黒滝村中戸（〇〇五）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課
黒滝村中戸（〇〇六）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課

黒滝村中戸（〇〇七）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課	
黒滝村中戸（〇〇八）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課	
黒滝村中戸（〇〇九）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課	
黒滝村中戸（〇一〇）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課	
黒滝村中戸（〇一一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課	
黒滝村中戸（〇一二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課	
黒滝村中戸（〇一三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課	
黒滝村中戸（〇一四）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課	
黒滝村中戸（〇一五）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課	
黒滝村中戸（〇一六）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課	

黒滝村中戸（〇一七）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び黒滝村役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。